

福岡県公報

令和2年6月23日
第 113 号

目次

告 示 (535-537号)

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 1
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) 2

公 告

- 事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課) 2
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (保護・援護課) 2
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) 3
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 3
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 3
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 4
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 4
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 4
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 4
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 5

公安委員会

- 指定講習機関の代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) 5
- 指定講習機関の代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) 5

- 指定講習機関の名称等の変更 (警察本部運転免許試験課) 6
- 指定講習機関の名称等の変更 (警察本部運転免許試験課) 6
- 運転免許取得者教育施設の名称等の変更 (警察本部運転免許試験課) 6

告 示

福岡県告示第535号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第226号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年6月23日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三代(b)	糟屋郡新宮町大字三代（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を新宮町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第536号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第227号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年6月23日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

三代(b)	糟屋郡新宮町大字三代（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
-------	----------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を新宮町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第537号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和2年6月23日

福岡県知事 小川 洋

- 指定する形質変更時要届出区域
京都郡苅田町大字苅田3787番68の一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
セレン及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
ほう素及びその化合物
- 規則第58条第5項第10号から第13号までの該当性
規則第58条第5項第12号（埋立地管理区域）に該当

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

令和2年6月23日

福岡県知事 小川 洋

- 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画道路事業 3・4・1-52号 粕屋久山線
- 施行者の名称
福岡県
- 事務所の所在地
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県福岡県土整備事務所 福岡市東区箱崎一丁目18番1号
- 事業地の所在
 - 収用の部分
変更無し
 - 使用の部分
変更無し

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第3号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（平成2年福岡県規則第41号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部保護・援護課に備え置きます。

令和2年6月23日

福岡県知事 小川 洋

- 意見を募集しなかった理由
「生活福祉資金の貸付けについて」（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知）の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第3号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 規則の公布日
令和2年6月23日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和2年6月23日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
みやま市山川町（山川2期地区小萩換地区）	令和2年6月12日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和2年6月23日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
みやま市山川町（山川2期地区清水換地区）	令和2年6月12日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市東大橋二丁目1866番1及び1866番4から1866番18まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉南区津田新町三丁目1番10-302号
H E A R T不動産株式会社
代表取締役 嶋田 志刀武

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑紫野市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年6月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（出来形確認測量3工区）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑紫野市大字若江、大字筑紫の各一部	令和2年6月8日から 令和3年3月19日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所福岡導水事業所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年6月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量、地形測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑紫野市大字山口地内	令和2年5月22日から 令和2年9月24日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、粕屋町酒殿駅南土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年6月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量・出来形確認測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糟屋郡粕屋町大字酒殿の一部地域	令和2年6月20日から 令和3年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年6月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
航空レーザ測量
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県内の直轄国道	令和2年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年6月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市	令和2年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により久留米市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年6月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基準点復旧測量
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
------	-------

久留米市高良内町 地内

令和2年5月1日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により田川市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年6月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川市	令和2年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により那珂川市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年6月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真測量：数値地形図データファイルの更新）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
那珂川市	令和2年3月25日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により大刀洗町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年6月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大刀洗町	令和2年3月31日

公安委員会**福岡県公安委員会告示第137号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成29年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月23日

福岡県公安委員会

表中

西鉄自動車学校
大野城市山田3-12-1
中尾和毅西鉄自動車学校
大野城市山田3-12-1

を

西鉄自動車学校
大野城市山田3-12-1
高崎繁行西鉄自動車学校
大野城市山田3-12-1

に改める。

福岡県公安委員会告示第138号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成29年3月福岡県公安委員会告示第70号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月23日

福岡県公安委員会

表中

西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1 中尾和毅	西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1
---------------------------------	-------------------------

を

西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1 高崎繁行	西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1
---------------------------------	-------------------------

に改める。

福岡県公安委員会告示第139号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年12月福岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月23日

福岡県公安委員会

表中

甘木自動車学校 朝倉市一木59-4 木村康人	甘木自動車学校 朝倉市一木59-4
------------------------------	----------------------

を

筑紫野自動車学校 筑紫野市大字筑紫120-1 木村康人	筑紫野自動車学校 筑紫野市大字筑紫120-1
-----------------------------------	---------------------------

に改める。

福岡県公安委員会告示第140号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成7年7月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月23日

福岡県公安委員会

表中

甘木自動車学校 朝倉市一木59-4 木村康人	甘木自動車学校 朝倉市一木59-4
------------------------------	----------------------

を

筑紫野自動車学校 筑紫野市大字筑紫120-1 木村康人	筑紫野自動車学校 筑紫野市大字筑紫120-1
-----------------------------------	---------------------------

に改める。

福岡県公安委員会告示第141号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定に基づく運転免許取得者教育の認定（平成12年7月福岡県公安委員会告示第87号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月23日

福岡県公安委員会

表中

甘木自動車学校 朝倉市一木59-4 木村康人	甘木自動車学校 朝倉市一木59-4
------------------------------	----------------------

を

筑紫野自動車学校 筑紫野市大字筑紫120-1 木村康人	筑紫野自動車学校 筑紫野市大字筑紫120-1
-----------------------------------	---------------------------

に改める。